

## 答 申

### 第1 審査会の結論

本件審査請求に係る伊賀市長（以下「実施機関」という）が、平成29年12月12日付け伊福第557号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、本来であれば存否を明らかにしない決定をすべきで事案であるが、現実に行った本件決定については、妥当である。

### 第2 審査請求の経緯

#### 1 公開請求

審査請求人は、平成29年11月29日、条例第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、以下に掲げる行政情報の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 【本件請求】

虐待検討委員会に関する議事録 H29年度●●●●に関すること

（※「●●●●」は個人名）

#### 2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「平成29年度●●●●様に関する伊賀市高齢者及び障がい者虐待検討委員会会議録」（以下「本件文書」という。）を特定し、伊賀市情報公開条例（平成16年11月1日条例第15号。以下「条例」という。）第11条第1項に基づき、①障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第18条により、通報者が特定される情報、②個人の氏名、生年月日、住所、病名など、個人が特定される情報、③病院名、事業所名、④面接調査の回答者名及び回答内容を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

#### 記

- ① 条例第7条第1号の規定に基づく法令の規定により公にすることができない情報であるため。
- ② 条例第7条第2号の規定に基づく個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報であるため。
- ③ 条例第7条第3号の規定に基づく法人に関する情報であり、法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報であるため。
- ④ 条例第7条第5号の規定に基づく市の内部における協議に関する情報であって、公にすることにより特定の者に不利益を及ぼすおそれがあるため。

### 3 審査請求

審査請求人は、平成30年2月2日、本件決定のうち、④面接調査の回答者名及び回答内容（以下「審査請求項目」という。）が非公開とされたことを不服として、条例第19条第1項に基づき、実施機関に対し審査請求を行った。

### 4 諮問

実施機関は、平成30年2月16日、条例第20条第1項の規定に基づき当審査会に対し諮問を行った。

## 第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のように要約される。

### 1 条例第7条第3号の該当性について

実施機関が、条例第7条第3号を根拠として個人名を公開しないのは理解できるが、施設で起こった内容は、明らかにすべきである。それができないのは、組織ぐるみの隠蔽であり、やましいことがあるのだと、思わざるを得ない。

また、条例の同号ただし書は、「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合は、特定の個人が識別される情報であっても、公開される情報であると定められている。本件請求は、ただし書の規定に該当すると考えられるため、公開すべきである。

### 2 条例第7条第5号の該当性について

実施機関は、条例第7条5号に該当することを理由として審査請求項目を公開しなかったが、これは公にすることで特定の者に不利益を及ぼすことは想定されない情報であるため、公開すべきである。

### 3 実施機関からの公開しない理由の説明について

条例第15条の規定によると、実施機関は、公開請求に係る公文書の全部又は一部を公開しないときは、公開請求者に対し、書面によりその理由を示さなければならない。また、公開しないこととする根拠を明らかにするとともに、当該規定を適用する根拠が当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならないものとされている。しかし、本件請求にあたり、実施機関は、「個人情報に関する文書が多いため」という説明を行っただけで、明確に理由を説明しなかった。

#### 4 保護者の知る権利について

公開された文書の殆どが黒く塗られているため、施設との間でどのようなやり取りがあったのか、どのような聞き取りが行われたか、全く分からない。

審査請求項目は、保護者として当然知る権利があるため、公開すべきである。

### 第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のように要約される。

#### 1 高齢者及び障がい者虐待防止委員会について

本文書は、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止法」という。）及び「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」という。）に規定する、虐待を受けた高齢者及び障害者に対する保護のための措置及び養護者に対する支援を適切に実施するため設置した「高齢者及び障がい者虐待防止委員会（以下「委員会」という。）」の会議録である。

当委員会は、当委員会設置要綱第2条の規定に基づき、虐待の有無、緊急性の判断、措置及び支援を含めた対応方針の決定を行っている。当委員会が、通報事案に関し、「虐待有り」と認めた場合、虐待を受けた障がい者の保護を適切に行うほか、当該事業所に対して虐待防止の観点から改善計画の作成、第三者による委員会の設置を求め、長期に亘り改善状況の確認を行うこととしている。

#### 2 虐待通報受付時における市の対応について

虐待通報を受けた際の対応として、厚生労働省マニュアルでは、通常、通報対象となった施設や事業所に対し、任意の協力のもとに実態調査を実施することが掲げられている。

このため、伊賀市では、厚生労働省マニュアルに基づき、虐待の通報を受けた場合、障害者虐待防止法第19条の規定に基づく措置を行う必要性を当委員会で判断するため通報対象となった事業所の管理者に対して、虐待通報事案に関する事実確認を目的とした調査協力を依頼したうえで、当該事業所の管理者及び従事者に対する聞き取りや、当該事業所を訪問のうえ、関係書類及び事業所内の状況等の確認を行うこととしている。

今回の虐待通報事案については、●●●●が利用する当該事業所の従事者が、●●●●に対し虐待行為を行った疑いがあるという内容であった。この通報を受け、当該事業所へ任意の協力のもと訪問調査を実施し、事実を確認した。なお、●●●●本人に対する聞き取りは、●●●●が障がいにより意思疎通が不可能であるため行ってお

らず、代わりとして、●●●●を自宅で養護している母親より、虐待通報受付時に聞き取りを行った。

当委員会において審議を行った結果、本件虐待通報事案は「虐待無し」の決定とした。

### 3 虐待事案の公表について

障害者虐待防止法第20条は、都道府県知事が毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況や障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置といった厚生労働省令で定める事項を公表することが規定されている。虐待に関する公表事項については、厚生労働省令に準じることとされているが、最終的には、各都道府県の判断に委ねられている。現在、三重県が公表している虐待事案の内容は、県が取りまとめた虐待に関する通報件数、養護者・施設従事者等による通報件数、虐待認定件数、種別等であり、個別の事案に関する具体的な内容が公表されているわけではない。この点を踏まえて、伊賀市では、当委員会が決定した虐待の有無に関する情報を、通報者へ通知するといった対応は行っていない。また、そのような対応は、行う必要がないと考える。

ただし、虐待防止の取り組みを行う中で、通報者に対し支援が必要である場合は、通報者本人へ審議結果を知らせることもある。

今回は、●●●●に対する虐待の有無について、虐待通報者である母親から問い合わせがあったため、その際、母親に対し、「虐待無し」であると、結果のみを伝え、県の指導に基づき、それ以外の内容は、行政情報の開示請求をお願いしたい旨を説明した。

### 4 条例第7条第5号の該当性について

障害者虐待防止法に基づき実施する面接調査は、当委員会が虐待の有無を審議するために必要な調査である。また、虐待が行われた疑いがあるという通報内容について事実を確認し、実態や背景を見極めることを目的として、当該事業所の任意の協力を得て行うものである。

本件虐待通報事案に係り実施した面接調査は、聞き取り内容を非公開にする旨を、調査対象者に伝え、それを条件として、隠すことなく事実を証言してもらったものである。また、調査を担当した職員には、地方公務員としての守秘義務がある。福祉施設等へ調査を依頼する際には、調査対象者より個別に条件を伝えその上で回答してもらっている。

このことから、審査請求項目は、当委員会での審議を行うための内部情報であって、これを公開すると、先に述べた条件を破棄することとなり、その発言内容から調査対象者に不利益を及ぼす恐れがあるため、条例第7条第5号に規定する「特定の者に不

利益を及ぼす恐れがあるもの」に該当する。

加えて、調査内容を公開することで、今後、同種の面接調査において、調査対象者が正確な情報提供をためらったり面接調査自体を拒んだりするおそれがあることから、面接調査による正確かつ詳細な事実の把握を困難にすることが予測され、虐待の有無の判断に支障をきたす。よって、条例第7条第5号に規定する「率直な意見の交換が不当に損なわれる恐れがあるもの」に該当する。

#### 5 保護者の知る権利について

審査請求人は、非公開とした情報は、保護者として当然知る権利があると主張しているが、審査請求項目は条例第7条5号に該当する情報であるため、たとえ公開請求者が保護者であっても公開できない。

#### 6 条例第10条の該当性について

本件請求に係る決定に当たり、事務局にも相談した上で、原則公開であることを前提に部分公開とした。当初、全てを非公開とすべきと考えた経緯もあるため、条例第10条に基づき、存否を明らかにしない対応をすべきだったかもしれない。

#### 7 本件決定において非公開と決定した行政情報の公開の可否について

調査対象者が一般論として述べている部分についても、調査対象者に対し公表しないことを前提に聞き取り調査を実施しているため、公表できない。

### 第5 審査会の判断

#### 1 行政文書の公開請求に係る事務について

伊賀市は、条例を制定し、市民の知る権利の尊重と、市の諸活動を市民に説明する責任を明記するとともに、行政文書の公開を求める権利を広く何人にも保障している。

実施機関は、請求のあった行政文書について、原則として請求を受け付けた日から起算して15日以内に決定を行い、請求者にその内容を通知している。また、公開請求に係る行政文書は、原則として公開するが、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報など、条例第7条各号に掲げる情報については、開示しないことができるとされている。

#### 2 部分公開決定について

条例第8条は、「実施機関は、公開請求に係る行政情報の一部に非公開情報が記録されている場合において、非公開情報に係る部分を容易に区分して除くことができ

るときは、当該非公開情報に係る部分以外の部分を公開しなければならない。」と規定している。

### 3 本件決定の妥当性について

- (1) 審査請求項目に係る本件決定は、実施機関が、条例第7条第5号の「市の内部における協議に関する情報であって、公にすることにより、特定の者に不利益を及ぼすおそれがある。」という規定に基づき、部分公開決定を行ったものである。
- (2) 条例第10条は、「公開請求があった場合において、当該公開請求に係る行政情報の存否を答えるだけで非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は当該行政情報の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」と規定している。
- (3) 一般的に、情報公開請求の場合、何人から公開請求があっても、同様の対応をすることが原則である。

本件請求は、応答することで、●●●●に対し虐待が疑われた事案があるということ第三者に対して知らせることになる。このため、本件文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第7条第2号に基づき非公開として保護されるべき情報を明らかにしてしまうことになるため、本来であれば、条例第10条に基づき、本件文書の存否を明らかにしないで非公開決定すべきで事案である。

ただし、現実として部分公開として行政文書を公開しているため、既に行った部分公開決定の是非について判断するものとする。

- (4) まず、審査請求項目について、公開しない理由とした適用条項について検討する。

実施機関は、審査請求項目を公開しない理由として条例第7条第5号を適用している。しかし、第5号の規定は、本来、審議の場や協議の場で、誰がどのような発言をしたかということ公にすることで、委員等が萎縮して発言しにくくなり、率直な意見交換を妨げる場合を想定したものである。

本件事案では、調査を行う職員と、調査対象である施設従事者が相對しての場で行われた面接調査であり、純粹に、虐待事案に関する調査がしにくくなるというケースであることから、適用条項としては、条例第7条第6号とすべきである。

- (5) そこで、第7条第6号に照らすと、実施機関が主張するように、調査対象者に不当な利益を及ぼすおそれや、今後、同種同様の調査事務を実施する際に必要な協力が得られにくくなるおそれが認められる。このため、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

### 4 結論

以上のことから、当審査会は、実施機関が本件請求文書を部分公開とした決定は、

適用条項について精査を要するものの、妥当であると判断する。

付言

本件では、伊賀市情報公開条例に基づいた公開請求として行われたが、伊賀市個人情報保護条例に基づいた保有個人情報開示請求の場合、公開される情報の範囲や内容に違いが生じることもある。実施機関においては、請求者に対し、適正な手続きをきちんと周知、説明、案内するといった事務処理に、以後努めるよう求める。

また、実施機関は、本件決定において、①から④までの非公開理由を示しているが、どの部分が、どの条項に該当するかといった具体的な説明が行われていなかったため、請求者にとって、公開されない理由が理解しにくいものであった。従って、請求者に対し、もう少し丁寧な説明をするよう努めることを求める。

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
平成30年 2月16日	諮問書受理
平成30年 3月15日	審議 審査請求人の意見陳述 実施機関からの意見聴取
平成30年 4月19日	答申